

3. 特定施設届出地区における行為の制限

特定施設届出地区は、幹線道路沿線の民間施設について、景観誘導を図るために指定を行うもので、以下の施設が対象となります。

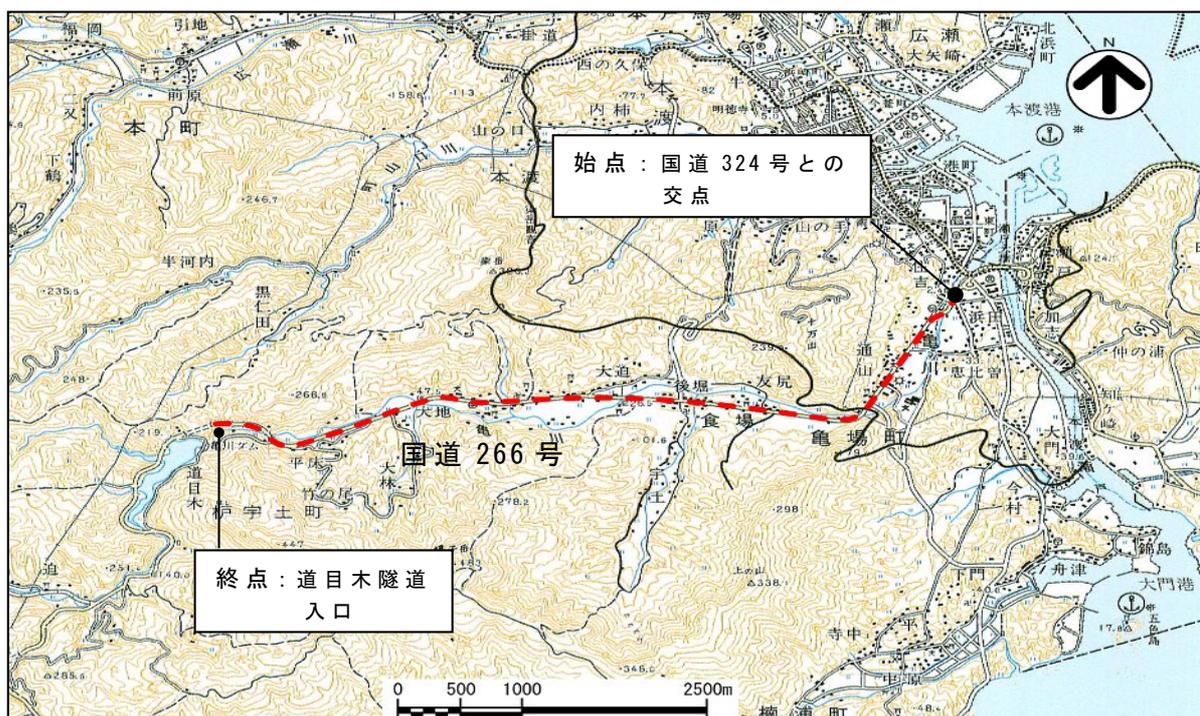
■届出が必要な特定施設

用途	例
●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、モーター等
●危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
●広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	
●飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
●物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店等
●物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業等
●旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
●太陽光発電設備	太陽光発電設備 等

指定区間は、「熊本県景観条例」において指定されていた以下の区間とします。

■特定施設届出地区

路線名	始点	終点	区域の範囲
国道266号	国道324号との交点	道目木隧道入口	路端から両側20m以内



(1) 届出対象行為

特定施設届出地区における届出対象行為は、法第16条第1項の規定に基づくとともに、「熊本県景観条例」における届出対象との整合を図り以下のとおりとします。

■ 特定施設届出地区における届出対象行為

(景観形成地域における届出対象行為を除く)

行為の種類		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去	・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> さく及び塀、擁壁 等 記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 等 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等 広告塔又は広告板 太陽光発電設備 等
		・高さが1.5mを超えるもの (※3)
		・高さが5mを超えるもの ・(※2,3)
		・高さが10mを超えるもの (※3)
		・高さが5mを超えるもの ・築造面積が10㎡を超えるもの (※3)
		・表示面積が1㎡を超えるもの ・土地に自立した設備で、その敷地に用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの又は10kW以上のもの(※3)
広告物の設置又は外観の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されるもの ・表示面積が1㎡を超えるもの

※2 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。

※3 工作物において、増築又は改築後の高さ、又は築造面積が各届出対象規模を超えるものを含む。

(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

(2) 景観形成基準

幹線道路沿線の良好な景観形成を具体的に実現するため、景観形成の基準を定めます。

■特定施設届出地区における景観形成基準

事 項	景観形成のための基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道から見て連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材は以下のものを基準とし、その地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。 <p>【外壁】 【基準色】 N(無彩色)：明度6以上、R(赤)・YR(黄赤)：明度5以上 彩度6以下、Y(黄)：明度5以上 彩度4以下、その他：明度5以上 彩度2以下 【推奨色】 N(無彩色)：明度8以上、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)：明度7以上 彩度3以下、その他：明度7以上 彩度1以下</p> <p>【屋根】 【基準色】 N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・PB(青紫)：明度5以下 彩度3以下、その他：明度5以下 彩度2以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、その沿道で統一性のとれたものに努めるものとする。 ・色彩については、できるだけ多色使用を避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には高木を主体とした緑化に努めるものとする。更に施設の実状によって中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努めるものとする。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努めるものとする。 ・建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努めるものとする。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めるものとする。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努めるものとする。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁等の前面の緑化に努めるものとする。
太陽光発電設備等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ後退した位置とするよう努めるものとする。 ・全体的にまとまりのある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度とし、できるだけ反射が少なく目立たないものを使用するよう努めるものとする。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同系色とするよう努めるものとする。 ・パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用するよう努めるものとする。 ・公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努めるものとする。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。